

別添

技術等資料（総合評価）提出依頼書

本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

下記要領に従い技術等資料を作成し、提出すること。

なお、加点を持って入札に参加する意思がある場合に限り、下記要領に従って「(1) 企業の技術力(第3号様式)」、「(2) 配置予定技術者の能力(第4号様式)」、「(3) 地域精通度(第5号様式)」及び「(4) 従業員への賃金引上げ計画の表明書(第6号様式)」を提出すること。

記

1 工事の概要

- (1) 工事名 令和8年度中央合同庁舎第6号館B棟19階模様替工事
- (2) 工事場所 東京都千代田区霞が関1-1-1
- (3) 工事内容、工期等 入札説明書4による。

2 技術等資料の内容

添付する技術等資料の内容は次表のとおりとする。

記載事項	内容に関する留意事項
(1)企業の技術力 (第3号様式)	ア 平成23年度以降における施工実績を1件記載すること。 施工実績は、法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事を提出する場合、当該工事成績評定点が65点未満の工事を記載しないこと（評価対象としない。）。 （ア）一般財団法人日本建設情報総合センターの「工事成績情報システム（以下「CORINS」という。）」に登録されている場合は、CORINSの登録内容確認書の写しを添付すること。また、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写しを添付すること。 （イ）工事の概要が把握できる特記仕様書、配置図及び平面図等の写しを添付すること。ただし、法務省発注工事の施工実績を提出する場合は、添付を要しない。

	<p>イ 工事成績欄は、法務省発注工事において、令和3年度以降に、元請として完成引渡し完了した工事（注）を全て記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。</p> <p>ウ 産業区分「建設」において、ISO9000シリーズ（又はJISQ9000シリーズ）、ISO14000シリーズ（又はJISQ14000シリーズ）の認証を取得している場合は、その取得証明書の写しを添付すること。</p> <p>エ WLB等推進企業欄は、WLB等推進企業の該当の有無を記載し、該当する場合は、認定通知書の写しを添付すること。なお、申請できる件数は1件とし、複数の認定を受けている場合でも重複しての加点は行わない。</p>
<p>(2)配置予定技術者の能力 (第4号様式)</p>	<p>ア 平成23年度以降における工事経験を1件記載すること。 工事経験は、法務省が発注し、工事成績評定通知がされた工事を提出する場合、当該工事成績評定点が65点未満の工事を記載しないこと（評価対象としない。）。 なお、主任（監理）技術者として従事した工事について評価するので、留意すること。</p> <p>(ア) 上記(1)ア(ア)のとおり資料を添付すること。 また、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し及び配置予定技術者が入札公告2(4)の同種又は類似工事の着手から完成まで経験したことを証明できる資料（現場代理人等通知書の写し又は発注者による工事従事証明の写し。これによれないときは自社の代表者による工事従事証明の原本。）を添付すること。</p> <p>(イ) 上記(1)ア(イ)のとおり資料を添付すること。</p> <p>イ 工事成績欄は法務省発注工事において、令和3年度以降（対象期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日）に、元請として完成引渡し完了した工事（注）で主任（監理）技術者として携わった工事経験を全て記載し、工事成績評定通知書の写しを添付すること。 記載した工事に従事した役職を証明できる資料として、CORINSの登録内容確認書の写しを添付すること。</p> <p>ウ 一級建築士の資格を有する場合には、同資格を証する書</p>

	<p>面の写しを添付すること。</p> <p>エ 配置予定の技術者として複数の候補技術者を提出した場合には、候補者のうち評価が最も低い者で評価するので、留意すること。</p>
(3) 地域精通度 (第5号様式)	<p>ア 建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した工事（建築種別は「新築、増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）、改修（模様替）又は耐震改修」及び工事種目は「建築一式工事」。）のうち、新築または増築の場合は「地業から完成まで」、改修または耐震改修の場合は「工事の着手から完成まで」施工した工事で、竣工時請負代金額が1億円以上の施工実績があれば1件記載すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。</p> <p>イ 上記(1)(第3号様式)において評価された施工実績は、重ねて評価しないので、他の施工実績を記載すること。</p> <p>ウ CORINSの登録内容確認書の写しを添付すること。また、CORINSに登録されていない場合は、契約書の写し（竣工時請負代金額が確認できるもの）を添付すること。</p>
(4) 従業員への賃金引上げ計画の 表明書 (第6号様式)	<p>ア 本評価項目で加点を希望する入札参加者は、第6-1号様式又は第6-2号様式の「従業員への賃金引上げ計画の表明書」（以下「表明書」という。）を提出すること。なお、共同企業体が加点を受けるには各構成員による表明が必要である。</p> <p>イ 中小企業等については、表明書と合わせて直近の事業年度の「法人税申告書別表1」を提出すること。なお、「中小企業等」とは、法人税法（昭和40年法律第34号）第66条第2項又は第3項に該当する者のことをいう。ただし、同条第6項に該当するものは除く。「大企業」はそれ以外の者のことをいう。</p>

注 ここでいう工事は、業種区分が建築一式工事に該当するものをいい、対象期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

3 技術等資料の提出

入札説明書 7 (1)による。

4 技術的能力等の審査に関する事項

技術等審査における評価項目及び選定の着目点は次表のとおりとする。

評価項目	審査基準
(1)企業の技術力	<p>ア 平成 23 年度以降における同種又は類似工事の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者が元請としての同種又は類似工事の施工実績を有していればよい。</p> <p>イ 令和 3 年度 (注) 以降の法務省発注工事における工事成績評定点の平均点。</p> <p>ウ 品質、環境マネジメントシステムの取組状況。</p> <p>エ W L B 等推進企業の認定状況。</p>
(2)配置予定技術者の能力	<p>ア 平成 23 年度以降における同種又は類似工事の経験。ただし、経常建設共同企業体にあつては、1 者の主任 (監理) 技術者が、同種工事又は類似工事の経験を有していればよい。</p> <p>イ 令和 3 年度 (注) 以降の法務省発注工事における主任 (監理) 技術者としての工事成績評定点の平均点。</p> <p>ウ 一級建築士の資格の有無。</p>
(3)地域精通度	<p>ア 平成 28 年度以降における東京都内の施工実績。ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち 1 者が元請としての施工実績を有していればよい。</p> <p>イ 工事場所と建設業法に基づく営業所の所在地との関係。</p>
(4)従業員への賃金引上げ計画の表明書	<p>ア 令和 8 年 4 月以降に開始する最初の事業年度または令和 8 年 (暦年) において、対前年度または前年比で給与等受給者一人当たりの平均受給額を 3 % 以上増加させる旨、</p>

従業員に表明していること。【大企業】（第6－1号様式）
イ 令和8年4月以降に開始する最初の事業年度または令和8年（暦年）において、対前年度または前年比で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明していること。
【中小企業等】（第6－2号様式）

注 令和3年度以降に担当した法務省発注工事の評価に係る対象期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間とする。

5 総合評価に関する事項

- (1) 入札の評価に関する基準 入札説明書8による。
- (2) 総合評価の方法 入札説明書8(2)による。
- (3) 落札者の決定方法 入札説明書8(1)による。

6 技術資料のヒアリング

入札説明書8(2)ア(イ)による。